
規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第43号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和58年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県歯科技工士法施行細則

第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に改める。

第2条の見出し中「経由」を「経由等」に改め、同条第1項中「及び政令」を「又は政令」に、「第10条から第12条まで及び第16条に規定する書類」を「第10条、第11条第1項及び第2項、第12条第1項並びに第16条の規定により提出するもの」に、「当該就業地」を「、当該就業地」に改め、同条第2項中「及び政令」を「又は政令」に改める。

別記様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則